

量の見込みについて

■ 子ども・子育て支援法 第61条第2項

- ① 教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期の策定

※ 本市においては、教育・保育提供区域は市内一区域とした。

- ② 教育・保育提供区域ごとの地域の子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期の策定

■ 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）

第三 子ども・子育て支援計画事業の作成に関する事項

- 一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項（必須事項）

- 3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握 → ニーズ調査の実施（平成25年11月実施）

■ 市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出のための手引き（平成26年1月発出）より

◎ 「量の見込み」を算出する項目

対象事業		対象児童年齢
1	教育標準時間設定（認定こども園及び幼稚園） 〈専業主婦（夫）家庭，就労短時間家庭〉	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） 〈共働きであるが幼稚園のみの家庭〉	3～5歳
	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5歳
3	保育認定③（認定こども園及び保育所+地域型保育）	0歳，1・2歳
4	時間外保育事業	0～5歳
6	放課後児童クラブ	1～3年生，4～6年生
7	子育て短期支援事業	0～5歳
8	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
9	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳
		0～5歳
10	病児保育事業	0～5歳（1～6年生）
11	ファミリーサポートセンター事業	0～5歳 （1～3年生，4～6年生）
12	利用者支援事業	0～5歳（1～6年生）

◎ 「量の見込み」の算出方法

1 家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型児童数（人）」

※「推計児童数（人）」＝計画期間内のそれぞれの都市における各歳別児童数

家庭類型の区分

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間 月120時間以上+下限時間～120時間の一部)
タイプC´	フルタイム×パートタイム (就労時間 月 下限時間未満～月120時間以上+下限時間の一部)
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が就労時間 月120時間以上+下限時間～120時間の一部)
タイプE´	パートタイム×パートタイム (いずれかが就労時間 月 下限時間未満+下限時間～120時間の一部)
タイプF	無業×無業

就労時間について

月120時間以上 (「30時間/週」以上)	<p>両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合を想定</p> <p>↓</p> <p>「<u>保育標準時間利用</u>」→1日11時間までの利用</p> <p>両親とも又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定</p> <p>↓</p> <p>「<u>保育単時間利用</u>」→1日8時間までの利用</p> <p>【CとC´(EとE´)の区分について】</p> <p>現在の利用状況又は今後の利用意向を勘案し、幼稚園を利用する可能性が高い者をC´, E´に区分する。</p> <p>下限時間＝保育の必要性の認定の対象となる労働時間の下限</p> <p>48～64時間/月の間で市町村が定める。 (現在、阿久根市においては下限時間の設定はなし。)</p>
下限時間～月120時間	
月 下限時間未満	

2 潜在家庭類型（割合）

現在の就労状況⇒「現在家庭類型」に就労意向調査（現在フルタイム就労者，パートタイム就労者，無業者のそれぞれの就労希望）などを加味することで算出される家庭類型別児童数の割合をいう。

今後の就労希望を反映していることから、「潜在的」なものである。

【イメージ】3～5歳（数値については未定稿）

推計児童数(人)		潜在家庭類型			家庭類型別児童数
480	×	A	9.40%	=	45
	×	B	47.20%	=	227
	×	C	11.90%	=	57
	×	C'	15.70%	=	75
	×	D	15.70%	=	75
	×	E	0.00%	=	0
	×	E'	0.00%	=	0
	×	F	0.00%	=	0
			100.00%		

3 量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「ニーズ量（人）」

例）教育標準時間認定の場合

- 対象となる潜在家庭類型⇒ タイプC'，D，E'，F
- 対象年齢⇒ 3～5歳
- 利用意向率

タイプC'，D，E'，Fに該当する3～5歳児童のうち，ニーズ調査の設問（定期的に利用したい教育・保育の事業）において，「幼稚園」「認定こども園」を選択した者の割合

【イメージ】（数値については未定稿）

家庭類型別児童数			意向利用率		家庭類型別児童数
C'	75	×	40.00%	=	30
D	75	×	87.00%	=	65
E'	0	×	0.00%	=	0
F	0	×	0.00%	=	0

4 広域入所の考え方

基本指針（案）において、「当該市町村に居住する子どもについて、他の市町村の教育・保育施設又は地域型保育事業により教育・保育の利用を確保する必要があると見込まれる場合には、あらかじめ、当該他の市町村と調整を行うとともに、必要に応じて、都道府県が広域的な観点から市町村間の調整を行うこと」とされている。

○ 平成26年2月12日 出水地区協議会開催

① 現況について

出水市（公立6，私立10）

待機児童が130人ほどいる。私立は定員数を超え、120%超過でも園と調整し、入所をお願いしている状況。

広域入所も出水地区内のほか、水俣市にも25人程度在園している。
長島町（私立6）

入所児童数は概ね定員超過している。

② 定員変更について

出水市

以上の現況のため、市から定員増をお願いするが、現在まで変更はなし。

長島町

来年度は入所児童数の減少が見込まれるため、変更は考えていない。

③ 阿久根市の広域入所についての量の見込みについて

今後5年間については、各市町の支援事業計画にもよるが、地区内での定員については、大きく変わる見込みが今のところないため、現在広域入所児童数を基本とし、量の見込みを行うこととした。

※平成26年2月現在 広域入所児童数 54人